

昭和三十三年三月十四日 業議院会議録第十五号 企業合理化促進法の一部を改正する法律案外一案

より主務大臣の証明を受けたときは、当該證明を受けた機械設備等については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

附 則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理由

科学技術振興策の一環として、国民経済上重要な試験研究の成果である新技术の企業化を促進するため、その企業化に必要な機械設備等について新たに特別償却を行ふことをひらくとともに、これに関する所要の手続を定める必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

合成ゴム製造事業特別措置法の一
部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十三年二月二十七日

内閣総理大臣 岸 信介

合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案

合成ゴム製造事業特別措置法（昭和三十二年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

第五条の三 会社は、社債を募集

日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律

第一条中「合成ゴムの製造事業の育成に必要な特別措置」を「昭和三十一年十二月十日に設立された日本合成ゴム株式会社（以下「会社」といいう。）に関する臨時措置」に改める。

第二条を次のとおり改める。
(政府による株式の所有)
第二条 政府は、会社の株式を所有することができる。

2 前項の規定により政府が所有する株式は、会社の発行済株式の総数の二分の一をこえることができないものとし、その所有する株式の発行額の総額は、十億円をこえることができる。

3 第三条中「前条第一項の規定により日本開発銀行がその株式を引き受けた会社（以下「合成ゴム会社」といいう。）を「会社」に改める。

4 第四条及び第五条中「合成ゴム会社」を「会社」に改める。

5 第五条の次に次の二条を加える。
(重要な財産の譲渡等)
第五条の二 会社は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

6 第九条の二 第八条第一項の規定に
〔報告書は会議録追録に掲載〕

合 成 ゴ ム 製 造 事 業 特 別 措 置 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案

第五条の二 会社は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第七条 第八条第一項の規定に
〔報告書は会議録追録に掲載〕

合 成 ゴ ム 製 造 事 業 特 別 措 置 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案

第五条の二 会社は、通商産業大臣の認可を次のように改める。

第五条の三 会社は、社債を募集

し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときには、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第六条及び第七条中「合成ゴム会社」を「会社」に改め、第八条を削り、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

3 第五条の二の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供

する。(報告及び検査)
第八条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴入し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第五条の三の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

5 前項の規定による支払金は、産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）の適用に際しては、同法第四条の出資の払込金とみなす。

6 第十条の次に次の二条を加える。

7 第二号の次に次の二号を加える。

8 第二号の次に次の二号を加える。

9 第二号の次に次の二号を加える。

10 第二号の次に次の二号を加える。

11 第二号の次に次の二号を加える。

12 第二号の次に次の二号を加える。

13 第二号の次に次の二号を加える。

14 第二号の次に次の二号を加える。

15 第二号の次に次の二号を加える。

16 第二号の次に次の二号を加える。

17 第二号の次に次の二号を加える。

18 第二号の次に次の二号を加える。

19 第二号の次に次の二号を加える。

20 第二号の次に次の二号を加える。

した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十一条の見出しを削り、同条中

「合成ゴム会社」を「会社」に改め、第四号を削り、第三号を第五号とし、

第二号の次に次の二号を加える。

3 第五条の二の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供

し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときには、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第六条及び第七条中「合成ゴム会社」を「会社」に改め、第八条を削り、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

3 第五条の二の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供

する。(報告及び検査)
第八条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴入し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第五条の三の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

5 前項の規定による支払金は、産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）の適用に際しては、同法第四条の出資の払込金とみなす。

6 第十条の次に次の二号を加える。

7 第二号の次に次の二号を加える。

8 第二号の次に次の二号を加える。

9 第二号の次に次の二号を加える。

10 第二号の次に次の二号を加える。

11 第二号の次に次の二号を加える。

12 第二号の次に次の二号を加える。

13 第二号の次に次の二号を加える。

14 第二号の次に次の二号を加える。

15 第二号の次に次の二号を加える。

16 第二号の次に次の二号を加える。

17 第二号の次に次の二号を加える。

18 第二号の次に次の二号を加える。

19 第二号の次に次の二号を加える。

会社の株式を、昭和三十四年三月三十一日までに、政府に譲渡しなければならない。

三十一日までに、政府に譲渡しなければならない。

4 政府は、前項の規定により会社の株式を譲り受けるときは、産業投資特別会計から、その株式の発行価額により算定した額をその対価として支払わなければならぬ。

5 前項の規定による支払金は、産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）の適用に際しては、同法第四条の出資の払込金とみなす。

6 第十条の次に次の二号を加える。

7 第二号の次に次の二号を加える。

8 第二号の次に次の二号を加える。

9 第二号の次に次の二号を加える。

10 第二号の次に次の二号を加える。

11 第二号の次に次の二号を加える。

12 第二号の次に次の二号を加える。

13 第二号の次に次の二号を加える。

14 第二号の次に次の二号を加える。

15 第二号の次に次の二号を加える。

16 第二号の次に次の二号を加える。

17 第二号の次に次の二号を加える。

18 第二号の次に次の二号を加える。

19 第二号の次に次の二号を加える。

20 第二号の次に次の二号を加える。

21 第二号の次に次の二号を加える。

22 第二号の次に次の二号を加える。

23 第二号の次に次の二号を加える。

24 第二号の次に次の二号を加える。

25 第二号の次に次の二号を加える。

26 第二号の次に次の二号を加える。

27 第二号の次に次の二号を加える。

28 第二号の次に次の二号を加える。

29 第二号の次に次の二号を加える。

30 第二号の次に次の二号を加える。

31 第二号の次に次の二号を加える。

32 第二号の次に次の二号を加える。

33 第二号の次に次の二号を加える。

34 第二号の次に次の二号を加える。

35 第二号の次に次の二号を加える。

36 第二号の次に次の二号を加える。

37 第二号の次に次の二号を加える。

38 第二号の次に次の二号を加える。

39 第二号の次に次の二号を加える。

40 第二号の次に次の二号を加える。

41 第二号の次に次の二号を加える。

42 第二号の次に次の二号を加える。

43 第二号の次に次の二号を加える。

44 第二号の次に次の二号を加える。

45 第二号の次に次の二号を加える。

46 第二号の次に次の二号を加える。

47 第二号の次に次の二号を加える。

48 第二号の次に次の二号を加える。

49 第二号の次に次の二号を加える。

50 第二号の次に次の二号を加える。

51 第二号の次に次の二号を加える。

52 第二号の次に次の二号を加える。

53 第二号の次に次の二号を加える。

54 第二号の次に次の二号を加える。

55 第二号の次に次の二号を加える。

56 第二号の次に次の二号を加える。

57 第二号の次に次の二号を加える。

58 第二号の次に次の二号を加える。

59 第二号の次に次の二号を加える。

60 第二号の次に次の二号を加える。

61 第二号の次に次の二号を加える。

62 第二号の次に次の二号を加える。

63 第二号の次に次の二号を加える。

64 第二号の次に次の二号を加える。

65 第二号の次に次の二号を加える。

66 第二号の次に次の二号を加える。

67 第二号の次に次の二号を加える。

68 第二号の次に次の二号を加える。

69 第二号の次に次の二号を加える。

70 第二号の次に次の二号を加える。

71 第二号の次に次の二号を加える。

72 第二号の次に次の二号を加える。

73 第二号の次に次の二号を加える。

74 第二号の次に次の二号を加える。

75 第二号の次に次の二号を加える。

76 第二号の次に次の二号を加える。

77 第二号の次に次の二号を加える。

78 第二号の次に次の二号を加える。

79 第二号の次に次の二号を加える。

80 第二号の次に次の二号を加える。

81 第二号の次に次の二号を加える。

82 第二号の次に次の二号を加える。

83 第二号の次に次の二号を加える。

84 第二号の次に次の二号を加える。

85 第二号の次に次の二号を加える。

86 第二号の次に次の二号を加える。

87 第二号の次に次の二号を加える。

88 第二号の次に次の二号を加える。

89 第二号の次に次の二号を加える。

90 第二号の次に次の二号を加える。

91 第二号の次に次の二号を加える。

92 第二号の次に次の二号を加える。

93 第二号の次に次の二号を加える。

94 第二号の次に次の二号を加える。

95 第二号の次に次の二号を加える。

96 第二号の次に次の二号を加える。

97 第二号の次に次の二号を加える。

98 第二号の次に次の二号を加える。

99 第二号の次に次の二号を加える。

100 第二号の次に次の二号を加える。

101 第二号の次に次の二号を加える。

102 第二号の次に次の二号を加える。

103 第二号の次に次の二号を加える。

104 第二号の次に次の二号を加える。

105 第二号の次に次の二号を加える。

106 第二号の次に次の二号を加える。

107 第二号の次に次の二号を加える。

108 第二号の次に次の二号を加える。

109 第二号の次に次の二号を加える。

110 第二号の次に次の二号を加える。

111 第二号の次に次の二号を加える。

112 第二号の次に次の二号を加える。

113 第二号の次に次の二号を加える。

114 第二号の次に次の二号を加える。

115 第二号の次に次の二号を加える。

116 第二号の次に次の二号を加える。

117 第二号の次に次の二号を加える。

118 第二号の次に次の二号を加える。

119 第二号の次に次の二号を加える。

120 第二号の次に次の二号を加える。

121 第二号の次に次の二号を加える。

122 第二号の次に次の二号を加える。

123 第二号の次に次の二号を加える。

124 第二号の次に次の二号を加える。

125 第二号の次に次の二号を加える。

126 第二号の次に次の二号を加える。

127 第二号の次に次の二号を加える。

128 第二号の次に次の二号を加える。

129 第二号の次に次の二号を加える。

130 第二号の次に次の二号を加える。

131 第二号の次に次の二号を加える。

132 第二号の次に次の二号を加える。

133 第二号の次に次の二号を加える。

134 第二号の次に次の二号を加える。

135 第二号の次に次の二号を加える。

136 第二号の次に次の二号を加える。

137 第二号の次に次の二号を加える。

この法律は昨年の第二十六回国会において制定され、三十二年六月一日施行され、この法律に基いて同年十二月日本合成ゴム株式会社が設立されたのであります。現行法は、この法律によりて設立される会社に対し日本開発銀行が出資することを定めています。一方、その附則において、法律施行後一年を経過したときは政府の出資による方式に切りかえられなければならぬことを規定しているのであります。今回の改正要旨は、この附則の規定に基いて改正を行おうとするものであります。なお、このために要する政府の出資金につきましては、昭和三十一年度予算に十億円が計上されているのであります。

次に、本法律案の内容につきまして、その概要を簡単に申し上げます。第一

は、現行法第二条を改正して、日本開

発銀行の出資の方式を政府の出資の方

式に改めることであります。第二は、

政府出資への切りかえに伴いまして、

監督規定を強化し、会社の重要な財産

の譲渡、社債の募集、長期借入金等に

ついては、通商産業大臣の認可を受けなければならぬこととしたのであります。

第三は、政府は、会社の経理的基

礎が確立されたと認めたときは、有価

証券市場の状況を考慮して、なるべく

すみやかに政府の所有する株式を処分

する旨の規定を設けたことであります。第四は、この法律の題名を日本合

成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律に改めたことであります。

本案は、二月二十七日当委員会に付託され、翌二十八日前尾通商産業大臣より提案理由の説明を聴取いたしました。その後、三月十二日質疑を終了いたしましたので、討論を省略して直ちに採決に付しましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

次に、企業合理化促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

科学技術振興の一環として、わが国で考案された新技術をすみやかに企業化することは、現下の急務であります。が、御承知の通り、この新技術を企

業化するに当りましては通常多額の資金を要し、かつ、企業化について相当の不安を伴うものが多いのであります。

から、資本蓄積の乏しいわが国の企業は、これが企業化への踏み切りに相当の危険を感じる例が少くないのであります。かかる状況に対応いたしまし

て、新技術の企業化を促進するため、その企業化に必要な機械設備等について新たに特別償却を行ふ道を開く必要があるのです。

次に、改正の要点は、第一に、わが国で行われた試験研究の成果である新技术を企業化しようとする者は、主務大臣及び大蔵大臣に申請して、その企

業化が国民経済上重要な新技術の企業化であり、かつ、その取得する機械設

備等が当該新技術を企業化する場合欠くことのできないものである旨の承認を受け、第二に、申請者は、この承認にかかる機械設備等を承認後一定期間内に当該企業化の用に供したときは、當該設備が承認の内容に合致している旨の主務大臣の証明を受け、これによつて租税特別措置法の定めるところにより特別償却を行うことができるようになります。

本案は、二月十五日当委員会に付託され、十八日小笠通商産業省政務次官より提案理由の説明を聴取し、二十八日及び三月十一日慎重審議を行いました。

次いで、十二日質疑を終局し、討論を省略して直ちに採決に付しました結果、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

右両案に関する審議の詳細は会議録を御参照願うこととしまして、以上をもつて御報告にかえます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告通り可決いたしました。

第九条の二第一項中「農林大臣の指定する者」を「日本輸出生系保管株式会社」に、「その者」を「当該会社」に改め、同条第三項中「第二条の規定による買入」を「第二条若しくは次

条第一項の規定による買換」に改め

る。

備等が当該新技術を企業化する場合欠くことのできないものである旨の承認

を受けることのできないものである旨の承認

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程第三は延期するに決しました。

日程第四 薦系價格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第四、薦系

價格安定法の一部を改正する法律案を

議題いたします。委員長の報告を求

めます。農林水産委員長中村寅太君。

第九条の二第二項に改め、同条を第

二第一項若しくは前条第一項の規定による買入、第十二条第一項の規定による買換に、「前条第三項」を「第

九条の二第二項」に改め、同条を第

二第一項若しくは前条第一項の規定

による買入、第十二条第一項の規定

による買換に、「前条第三項」を「第

3 農林大臣は、日本輸出生糸保管株式会社のする輸出適格生糸の買入及び保管についての第一項の条件として、少くとも左の各号に掲げる事項を定めなければならぬ。

一 日本輸出生糸保管株式会社は、当該契約に係る輸出適格生糸については、その保管数量が當時農林大臣の定める数量の範囲内となるよう買入すること。

二 日本輸出生糸保管株式会社は、当該契約に係る輸出適格生糸を当該会社に売り渡す者との間に、当該生糸の保管期間中ににおいては、その者の請求により、いつでも、当該生糸をその買入価格に相当する額にその保管に要する費用の額を加えて得た額で売りもどす旨の約定をすること。

4 第六条の規定は、第二項の場合に準用する。

第十二条第一項中「又は新規の用途若しくは販路に渡す」を「新規の用途若しくは販路に渡す」を「新規の用途若しくは販路に生糸に買い換える」に改め、同条第二項中「前項の場合」を「前項の規定により新規の用途又は販路に向けるために売り渡す場合」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による買換のための売渡し及び買入は、同時期に行わなければならない。

第十二条の三各号列記以外的部分中「若しくは第九条の二」を「、第九条の二第一項若しくは第九条の三第一項」に、「又は第十一条第一項」を「、第十一条第一項」に改め、「蘭の買入の契約」の下に「又は第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入の契約」を加え、同条第三号中「第九条の二」を「第九条の二第一項」に改め、同条第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第十二条第一項の規定による買換のための生糸の買入契約金額（当該契約をする時までに支払われた金額を除く。）

第十二条の三中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第九条の三第一項の規定による生糸の買入契約金額（当該契約をする時までに支払われた金額を除く。）

第十四条の五 会社以外の者は、その商号中に日本輸出生糸保管株式会社という文字を使用してはならない。

（商号の使用制限）

第十四条の四 政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。

2 会社の株式は、記名株式とする。（株式）

第十四条の三 会社の株式は、額面株式とする。

2 会社の株式は、記名株式とする。（政府の出資）

第十四条の四 政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。

二 前号の事業に附帯する事業

（事業の範囲）

第十四条の八 会社は、その目的を達成するため、左の事業を営むものとする。

1 第九条の二第一項又は第九条の三第一項の規定により契約を締結し、これに基いて輸出適格生糸の買入及び保管を行い、並びに当該契約に係る輸出適格生糸の売渡しを行うこと。

（監督）

第十四条の十二 農林大臣は、第十四条の十三 農林大臣は、第十四条の九又は第十四条の十の認可（会社の定款の変更の決議についての第十四条の十の認可）に於ての第十四条の十の認可（会社が発行する株式の総数をは、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務若しくは経理の状況に關する報告を徴し、又はその職員に、会社の業務所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十四条の三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十四条の十一 会社は、毎營業年度終了後二月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び事務会社（以下「会社」といふ。）は、この限りでない。

（監督）

第十四条の二 日本輸出生糸保管株式会社の日本輸出生糸保管株式会社（以下「会社」といふ。）は、益計算書を農林大臣に提出しなければならない。

（監督）

第十四条の十二 会社は、農林大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（協議）

第十四条の十三 農林大臣は、第十四条の九又は第十四条の十の認可（会社の定款の変更の決議についての第十四条の十の認可）に於ての第十四条の十の認可（会社が発行する株式の総数をは、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（報告及び検査）

第十四条の六 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（定款の変更等）

第十四条の九 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

（報告及び検査）

第十四条の十 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財産目録等の提出）

第十四条の十一 会社は、毎營業年度終了後二月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び事務

- 2 この法律の施行前に改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項に規定する国及び公社等(以下「国及び公社等」という。)が納入の通知をした債権又は債務その他のこの法律の施行前に係る国及び公社等の債権又は債務で政令で指定するものに対する改正後の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(以下「新法」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項中「一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」とあるのは、「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。ただし、当該債務が国税、地方税又は地方税に係る徴収金の還付金に係る場合には、一円未満の端数金額を一円として計算する。」とする。

3 前項の規定は、この法律の施行前に國の組織相互の間又は地方公共団体の組織相互の間において取扱又は支払が決定されたものについて準用する。

4 日本銀行に対する國の預金に係る債権の金額については、政令で定めることにより一円未満の端数を切り捨てて計算することがで

- 5 次に掲げる金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

一 国の昭和三十二年度の歳入歳出の決算上の剩余で法令の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、又は資金(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十四条に規定する資金をいう。以下同じ。)に組み入れられるものの金額

二 昭和三十二年度末の資金の金額並びに国の特別会計の同年度末の自己資本並びに昭和三十一年度から繰越損益及び昭和三十三年度への持越現金の金額

三 新法第一条第一項に規定する者(国、地方公共団体及び公共組合を除く。)の昭和三十二年度末の自己資本及び昭和三十一年度からの繰越損益の金額

四 前号に規定する者及び奄美群島復興信用保証協会に対する國の出資金の金額

五 その他の国及び第三号に規定する者に係る会計経理上の金額で前各号に掲げる金額に準ずるものとして大蔵大臣が定めるもの

うに改正する。

附則第六項中「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を數計算に關する法律(昭和二十八年法律第六十号)の一部を次のよ

- 切り捨てて、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。」を「一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」に改める。

7 地方道路税法（昭和三十年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「一円未満の端数があるときは、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又は「一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、その全額が一円未満であるときは、」に改める。

8 特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「国庫出納金等端数計算法」を「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」に改める。

9 競馬法（昭和二十三年法律第五十八条号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第五条から第十七条」を「第五条から第九条まで及び第十一条から第十七条」に改め、「第十条及び」を削る。

に資するため、一般的の取引慣行によるかんがみ、現行の出納金についての端数計算方法を債権債務の金額についての端数計算の方程式に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

円未満全額切り捨ての方式に改める等、金融機関などの一般取引慣行にもかんがみ、会計経理事務の一そうち簡素化をはからうとするものであります。

— 1 —

た。の通告がありませんので、昨十三日直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第六 日本道路公団法の一部 を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 道路法の一部を改正す る法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君)　日程第六、日本
(内閣提出)

道路公団法の一部を改正する法律案、
日程第七、道路法の一部を改正する法

律案 日程第八 道路整備緊急措置法
案、右三案を一括して議題といたしま
す。委員長の報告を求めます。建設委
員長西村直己君。

日本道路公団法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

日本道路公団法の一部を改正する法律

日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

理由

日本道路公団が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、政府が保証することができるようになる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二十八条中「の元本の償還及び利息の支払」を「に係る債務（次項の規定により保証することができる債務を除く。）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基き外貨で支払わなければならない債務について保証することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 國際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公团等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二十八年）

年法律第六号）の一部を次のよう改定する。

本則中「又は農地開発機械公団」を「農地開発機械公団又は日本道路公団」に、「又は農地開発機械公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十五条第一項」を「農地開発機械公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十六条第一項又は日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十五条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

第十二条 一級国道の新設又は改築

は、建設大臣が行う。但し、工事

の規模が小であるものその他政令

で定める特別の事情により都道府

県知事がその工事を実行すること

が適当であると認められるものに

ついては、その工事に係る路線の

部分の存する都道府県を統轄する

都道府県知事が行う。

第十二条の次に次の二条を加える。

（一級国道の維持、修繕その他の

管理）

第十二条の二 前条に規定するもの

を除く外、一級国道の維持、修

繕、公共土木施設災害復旧事業費

の管理を行なう場合において、その

行おもとする一級国道の修繕又は

災害復旧に関する工事が都道府県

の区域の境界に係るときは、関係

都道府県知事は、あらかじめ修繕

又は災害復旧に関する工事の設計

及び実施計画について協議しなけ

ればならない。

5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

6 前項において準用する第七条第

五項及び第六項前段の規定により

建設大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が

成立したものとみなす。

第十二条を次のように改める。

（一級国道の新設又は改築）

第十二条 一級国道の新設又は改築

は、建設大臣が行う。但し、工事

を要する場合、高度の機械力を使

用して実施することが適当である

と認める場合又は都道府県の区域

の境界に係る場合においては、都

道府県知事に代つて自ら指定区間

外の一級国道の災害復旧に関する

工事を行なうことができる。この場

合においては、建設大臣は、あら

かじめその旨を当該都道府県知事

に通知しなければならない。

4 第一条の規定により都道府県知事が維持、修繕、災害復旧その他の

管理を行なう場合において、その

行おもとする一級国道の修繕又は

災害復旧に関する工事が都道府県

の区域の境界に係るときは、関係

都道府県知事は、あらかじめ修繕

又は災害復旧に関する工事の設計

及び実施計画について協議しなけ

ればならない。

5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が

成立しない場合について準用する。

6 前項において準用する第七条第

五項及び第六項前段の規定により

建設大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が

成立したものとみなす。

又は指定市を統轄する都道府県知事又は指定市の長に行わせることができる。

3 建設大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用

する場合又は都道府県の区域

の境界に係る場合においては、都

道府県知事に代つて自ら指定区間

外の一級国道の災害復旧に関する

工事を行なうことができる。この場

合においては、建設大臣は、あら

かじめその旨を当該都道府県知事

に通知しなければならない。

4 第一条の規定により都道府県知事が維持、修繕、災害復旧その他の

管理を行なう場合において、その

行おもとする一級国道の修繕又は

災害復旧に関する工事が都道府県

の区域の境界に係るときは、関係

都道府県知事は、あらかじめ修繕

又は災害復旧に関する工事の設計

及び実施計画について協議しなけ

ればならない。

5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が

成立しない場合について準用する。

6 前項において準用する第七条第

五項及び第六項前段の規定により

建設大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が

成立したものとみなす。

第十四条の見出し中「一級国道又は」を削り、同条第一項中「前二条」を「前条」に改め、「一級国道又は」を削り、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」といふ。）を「災害復旧」に改め、同条第二項及び第三項中「一級国道又は」を削る。

3 建設大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用

する場合又は都道府県の区域

の境界に係る場合においては、都

道府県知事に代つて自ら指定区間

外の一級国道の災害復旧に関する

工事を行なうことができる。この場

合においては、建設大臣は、あら

かじめその旨を当該都道府県知事

に通知しなければならない。

4 第一条の規定により都道府県知事が維持、修繕、災害復旧その他の

管理を行なう場合において、その

行おもとする一級国道の修繕又は

災害復旧に関する工事が都道府県

の区域の境界に係るときは、関係

都道府県知事は、あらかじめ修繕

又は災害復旧に関する工事の設計

及び実施計画について協議しなけ

ればならない。

5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が

成立しない場合について準用する。

6 前項において準用する第七条第

五項及び第六項前段の規定により

建設大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が

成立したものとみなす。

3 建設大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の「一級国道又は」を削り、「関係道路管理

者」の下に「（建設大臣である道路管

理者を除く。以下本条及び第五十四

「第二十二条第一項中「第十四条」を
「第十二条の二第一項及び第三項並
びに第十四条」に改め、同条第五項
を同条第六項とし、同条第四項中
「第二項」を「第二項の規定による建
設大臣と当該他の工作物に関する主
務大臣との協議が成立した場合又は
第三項」に「又は」を「若しくは」に
改め、同項を同条第五項とし、同条
第三項を同条第四項とし、同条第二
項中「前項の規定による協議が成立
しない場合においては」と「第一項の
規定により協議する場合において、
建設大臣以外の道路管理者と他の工
作物の管理者との協議が成立しない
ときは」に改め、同項を同条第三項
とし、同条第一項の次に次の一項を
加える。

2 前項の規定により協議する場合
において、建設大臣である道路管
理者と他の工作物の管理者との協
議が成立しないときは、建設大臣
は、当該他の工作物に関する主務
大臣とあらためて協議することが
できる。

により第一級国道（指定区間内の一般国道を除く。）の新設若しくは改築を行ふ場合、第十二条の二第三項の規定により第一級国道の災害復旧に関する工事を行ふ場合」に改め、「第一級国道若しくは」を削る。

第三十条第一項第八号中「交さ。」を「交差。」に改める。

第三十一条の見出し中「交さ。」を「交差。」に改め、同条第一項中「当該交さ。」を「立体交差。」に改め、同条第四項中の「第二項の規定により建設大臣及び運輸大臣が裁定をした場合又は同項の規定による建設大臣と運輸大臣との協議が成立した場合又は第三項の規定により建設大臣と運輸大臣との協議が成立した場合」を「第二項の規定による建設大臣と運輸大臣との協議が成立した場合又は同項の規定による建設大臣と運輸大臣との協議が成立しない場合」に改め、同項を同条第四項として、同条第二項中「前項の規定による協議が成立しない場合における協議が成立しない場合においては、」を「第一項の規定により協議する場合において、建設大臣は、そのとし、建設大臣と日本国有鉄道又は地方鉄道業者との協議が成立しない場合においては、建設大臣とあらためて協議するものとする。」を「申請することができる。」

2 前項の規定により協議する場合において、建設大臣と日本国有鉄道又は地方鉄道業者との協議が成立しないときは、建設大臣は、運輸大臣とあらためて協議するものとする。

第三十九条第一項中「一級国道又は二級国道にあつては、」を「指定区間に内の一級国道にあつては国、その他の一級国道又は二級国道にあつては」に、「第六条第一項」を「第六条」に改め、同条第一項中「道路管理者」を「指定区間に内の一級国道に係るものにあつては政令で、その他の道路に係るものにあつては道路管理者」に改め、「但し、」の下に「条例で定める場合においては、」を加える。

第四十四条第一項中「条例」の下に「指定区間に内の一級国道にあつては、政令」を加える。

第四十六条に次の二項を加える。

一 道路管理者は、水底トンネルの構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

第四十九条中「一級国道」を「指定区間に内の一級国道にあつては國、その他の一級国道」に改める。

第五十五条第三項を次のようすに定める。
第一十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による協議が成立しない場合について準用する。
第五十五条第四項中「前項前段」「前項」に、「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改め、同条第五項を次のように改める。
第三項において準用する第二十一条第二項の規定により建設大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は第三項において準用する同条第三項の規定により建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣若しくは都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、建設大臣又は当該道路の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。
第五十六条中「一級国道」の下に「(指定区間内の一級国道を除く。)」を加える。
第六十一条第二項中「条例」の下に「(指定区間内の一級国道を除く。)」を加える。
第六十四条中「第三十九条の規定に基く占用料」を削り、「収入とする。」を「収入とし、第三十九条の規定に基く占用料は、政令で定める区間」を加える。

**第二条第一項中「道路法第十八
条第一項に規定する道路管理者」
の下に「建設大臣である道路管理
者を除く。」を加える。**

**第六条中「一級国道」の下に「道
路法第十二条の二第一項に規定
する指定区間内の一級国道を除
く。」を加える。**

(高速自動車国道法の一部改正)

**第七条 高速自動車国道法(昭和三
十二年法律第七十九号)の一部を
次のように改正する。**

**第二十五条中「地方公共団体の
条例」の下に「指定区間内の一級
国道にあつては、政令」を加え、
「条例」を「条例(指定区間内の
一級国道にあつては、政令)」に改
め、「同法第七十一条第四項中「吏
員」とあるのは「職員」と、」を削
り、「第二十七条」を「第十二条の二
第二項又は第二十七条」に改める。
(駐車場法の一部改正)**

**第八条 駐車場法(昭和三十二年法
律第六号)の一部を次のように
改正する。**

**第五条第一項中「一級国道」の下
に「(道路法第十二条の二第一項に
規定する指定区間内の一級国道を
除く。」を加える。**

**(道路整備緊急措置法の一部
改正)**

**第九条 道路整備緊急措置法(昭和
三十三年法律第一号)の一部を
次のように改正する。**

**第三条第一項第三号及び第四条
中「道路法第五十条第一項若しく
は第二項」を「道路法第五十条第一
項、第二項本文若しくは第三項」
に改める。**

(道路整備特別会計法の一部改正)

**第十条 道路整備特別会計法(昭和
三十三年法律第一号)の一部を
次のように改正する。**

**第三条中「道路法第五十条第一
項若しくは第二項」を「道路法第五
十条第一項、第二項本文若しくは
第三項」に改める。**

理由

一級国道の新設又は改築を促進
し、維持、修繕その他の管理を効率
的に実施するため、一級国道の新設
又は改築は、原則として建設大臣が
行うこととするとともに、保全の強
化を図る必要がある一級国道の区間
を指定して建設大臣がその維持管理
を行うこととする等の必要がある。
これが、この法律案を提出する理由
である。

[報告書は会議録追録に掲載]

右

国会に提出する。

**第二条 建設大臣は、昭和三十三年
度以降五箇年間ににおける高速自動
車国道、一級国道及び二級国道並
びに政令で定める都道府県道その
他の道路の新設、改築、維持及び
修繕(以下「道路の整備」という。)
に関する計画(以下「道路整備五箇
年計画」といふ。)の案を作成して
閣議の決定を求めなければならない
い。**

二 道路整備五箇年計画には、次の
事項を定めなければならない。

一 五箇年に行うべき道路の整
備の目標

二 五箇年に行うべき道路の整
備の事業の量

三 建設大臣は、第一項の規定によ
り道路整備五箇年計画の案を作成
しようとするときは、当該案のうち
高速自動車国道に係る部分につ
いては、あらかじめ運輸大臣に協
議しなければならない。

4 建設大臣は、第一項の規定によ
る閣議の決定があつたときは、逕
(この法律の目的)

第一条 この法律は、道路(道路法
道府県知事に通知しなければなら
ない。

5 前四項の規定は、道路整備五箇
年計画を変更しようとする場合に
準用する。

(道路整備費の財源)

第三条 政府は、昭和三十三年以
降五箇年間は、毎年度、次の各号
に掲げる額の合算額(当該年度の
前前年度の揮発油税の収入額の予
算額が同年度の揮発油税の収入額
の決算額をこえるときは、第一号
及び第三号に掲げる額の合算額か
ら当該こえる額を控除した額)に
相当する金額を道路整備五箇年計
画の実施に要する国が支弁する經
費(以下「道路整備費」という。)の
財源に充てなければならない。

一 当該年度の揮発油税の収入額
の予算額

二 当該年度の前前年度の揮発油
税の収入額の予算額が同年度の
揮発油税の収入額の決算額に不
足するときは、当該不足額

三 当該年度の前前年度に納付さ
れた道路法第五十条第一項若しく
は第二項若しくは第五十一条
又は道路の修繕に関する法律第二
条第三項ただし書の規定にかかる
の類は、道路法第五十条第一項若
しくは第二項若しくは第五十一条
又は道路の修繕に関する法律第二
条第三項ただし書の規定にかかる
べき負担金の額及び当該負担金
の額で定める利息があるとき
はその利息の額を合算した額とす
る。

(国の負担金の割合の特例等)

第五条 昭和三十三年度における地
方公共団体に対する道路の舗装そ

る閣議の決定があつたときは、逕
滞なく、道路整備五箇年計画を都
道府県知事に通知しなければなら
ない。

6 前四項の規定は、道路整備五箇
年計画を変更しようとする場合に
準用する。

(道路整備五百箇年計画)

第一条 この法律は、道路(道路法
道府県知事に通知しなければなら
ない。

2 政府は、前項に定めるもののは
か、道路整備五百箇年計画を実施す
るため、財政の許す範囲内におい
て、同項の道路整備費の財源につ
き必要な措置を講ずるものとす
る。

3 地方公共団体の負担金の額の特
例

第四条 道路整備五百箇年計画に基き
國が直轄で行う一級国道又は二級
国道の整備に要する費用について
地方公共団体が負担すべき負担金
の額は、道路法第五十条第一項若
しくは第二項若しくは第五十一条
又は道路の修繕に関する法律第二
条第三項ただし書の規定にかかる
べき負担金の額及び当該負担金
の額で定める利息があるとき
はその利息の額を合算した額とす
る。

(国と地方公共団体の負担金の割合)

第五条 昭和三十三年度における地
方公共団体に対する道路の舗装そ

右三法案中、日本道路公団法の一部を改正する法律案は二月二十一日、道路法の一部を改正する法律案並びに道路整備緊急措置法は二月二十二日、それぞれ本委員会に付託され、三月十三日に至る間、地方行政委員会との連合審査を行ふ等、慎重に審査を進めたのであります。

その詳細は速記録に譲りますが、二、三の質疑の重要な点を申し上げますと、さう、「今回の道路整備五ヵ年計画の構想はいかなるものか」との質疑に対しまして、当局は、「昭和三十一年度以降五年間の総道路投資額はおおむね九千億円を目指し、その内訳としては、一般道路事業五千六百億円、有料道路事業一千五百億円、地方単独事業一千九百億円」を予定している旨の答弁がありましたが、各委員より熱心にこの内容、財源措置の見通し等につき質疑が行われたのであります。

す。従来の国民健康保険は、健康保険と比較いたしますと、給付範囲の面でも著しく劣っていたのです。これが健康保険と同一とし、また、給付割合も大多数の保険者が五割にすぎなかつたのであります。財政の充実とともに、これについても漸進的に向上を期することができるようだした次第であります。

第三に、国民健康保険における療養担当者制度につきまして、最近の医療の実情に応ずるとともに、この事業に協力を希望しているすべての私的医療機関が参加し得ることとすることとに、各般の規定におきまして、公私医療機関を差別せず、全く同一の法律的取扱いとし、指定の拒否、取り消し等につきましても地方社会保険医療協議会の議を経ることとし、さらに弁明の機會を与えて、診療報酬につきましても、保険者と療養担当者が協議して定めるため、割引等が見られたのであります。が、健康保険と同一とする等、その地位の安定をはかつたことあります。

政府は、この法案の成立によりましまして、いまだ医療保険の対象となつておらない約二千万人の国民に一日も早く

国民健康保険法案(内閣提出)の概要

通論略

医療保障を及ぼしたいと念願いたして
おるものであります。
以上がこの法案の趣旨でございま
す。(拍手)

第三に 国民健康保険における癡業担当者制度につきまして、最近の医療機関が参加し得ることとするとともに、各般の規定におきまして、公私医療機関を差別せず、全く同一の法律的に取扱い、とくに、指定の在否、取り消し等に協力を希望しているすべての私的医療機関が参加し得ることとするとともに、

につきましても地方社会保険医療協議会の議を経ることとし、さらに弁明の機会を与え、診療報酬につきましても、保険者と療養担当者が協議して定めるため、割引等が見られたのであります、健康保険と同一とする等、その地位の安定をはかったことであります。

(拍手)従つて、わが自由民主党は、昭和三十二年度の予算編成に際し、最も歴代の内閣に見ざる国民の世論が熱狂的に岸内閣に集中せられ、渴仰的として自民党政権に絶大なる信頼と期待とが寄せられております。

〔野澤清人君登壇〕

明に対する野澤清人君の質疑

要施策としてこの国保問題を大きく取り上げ、次いで、今次の昭和三十三年度の予算においては、いわゆるきびしい予算であったにもかかわらず、優先的に考慮されたことは、あまねく国民の知るところであります。ことに、財政的な裏づけを得まして、ここに、政府がかねてからの公約通り、昭和三十六年度を目途とし逐次給付内容を充実し、国の責任を明らかにするために国民健康保険法案を提出したことは、わが党的な立証したものでありまして、ほとんど大半の国民が、まず病気に際して安心して受けられる、いわゆる医療保障の完璧化に邁進しているのであります。比較的低調な所得保障、つまり老齢、障疾、遺族等に対する国民年金へ突入する段階の第一ステップを踏み出したものと言ふことがであります。(拍手)

そもそも、社会保障は、すべての国民の経済的苦難に対処せんとするものであります。近代国家の本質的な使命の一つであります。近代国家は、国民の一人々々の負担によりますから、なわれ、かつ、その総意によって運営され得るものであります。この意味において、社会保障も国民の総意によつて組み立てられ、かつ、一人々々によって積極的に負担されることになります。よつてのみ、その健全な運営が期待されるものと信ずるのであります。巷

間、ややもすれば、社会保障とは、国民のふところとは何ら関係がなく、むしろ国家から保障をただで受けられるものだというような間違った風潮が見受けられるのであります。国家の財政は国民のふところから出たものでありますまして、保険料といい、国庫負担といふも、それは単に負担方法の相違にすぎないのであります。もとより、所得の再分配をはかり、あるいは低額所得者階層に国民生活の最低限度を少くとも享受させようとする場合、受益者の負担ともいうべき保険料だけではまかない切れず、他の方法、つまり、一般課税によつてまかなわなければならぬが、社会保障といふものの観念の仕方を、ただでもうものだといふような考え方では、とうていまくやつていけるものではないであります。(拍手)この点に関し、総理大臣はいかような所見をお持ちになつておられるか、率直に御答弁が願いたいと存じます。

伴う医療担当者に課せられた単価の値上げ、点数の改訂、支払い方式の整備等を含む医療機関の保護にも万全の努力を払うべきであると信ずるのであります。ことに、国民健康保険の消長に最も重要な役割を果した直営診療所と一般私的医療機関との差別待遇が国民皆保険の基礎的条件の一つにも數えられてゐるのであります。が、本法案の成立とともに、国保の発展のため、全国の公私の医療機関に対する基本的な構想をどのようにお考えになつておられるのか、また、どういうふうな取扱いをされ、指導せられるお考えなんか、総理大臣並びに厚生大臣の所見を伺いたいと思うのであります。

の態度であります。従来の市町村長の権限を都道府県知事に集約して一本化し、医療機関の指定に踏み切つたことは、非常に国民健康保険としては初期的な大英断であり、ややもすれば、健保院の場合はと異なり、医療担当者に差別的な取扱いをしるがこときを感じを与えておつたのですが、全国的に見て直営診療所四千カ所、一般診療所四万カ所といわれる医療機関の完全利用に対し、果して国保が医療機関について機会均等の原則のもとに自信が持てるかどうか、また、これらによる赤字克服が維持できるかどうか、厚生大臣の決意のほどを承わりたいのであります。

は言うを待たないのであります。ただ、これは、各般の財源措置、また保険財政の基礎を強固にいたしまして、漸次こういうふうに改善していくべきものである、かように存じております。

次に、あらゆる医療機関に対する取扱い、すなわち、医療担当者の地位の保障及び安定をどう考えるかといふ御質問であります。御指摘の通り、国民皆保険を進めていく上におきまして、医療担当者の地位の保障、安定ということは、最も大事なことであると思ひます。そのためには、まず、国民健康保険に参加を希望される医療機関のすべてに、その機会が保障されるということです。第一には、参加を拒否された場合における取扱いが慎重でなければならぬ。第三は、保険者負担金たると一部負担金たるとを問わず、その支払いが確保される。この三点が大事だらうと思います。これらにつきましては、それぞれ今回の改正において適当な措置を講じております。

最後に、本法案の成立について政府の所信を問うということになります。本国会に提案をされて、すでに衆議院を通過いたしました予算案は、且つ参議院で審議されておりますが、その他にも重要な法案をわれわれは本国会に提案をいたしておりまして、これが成立を期することはわれわれに課せられておる最も重大な任務であり、こ

れが必要であるということとは、一月に私の所信を明らかにいたしております。今回提案いたしております諸法案のうち、本日上程になりました国民健康保険に関するこの改正案は、その重要な点が成立につきましては、政府としてはあらゆる努力をいたさつもりでありますし、議員の皆様も十分御審議をいたさまして、一日も早くこれが成立して、国民にその福祉が及ぶようになります。御協力を切に願う次第であります。（拍手）

〔國務大臣堀木謙三君登壇〕
○國務大臣（堀木謙三君） 総理大臣から、給付の割合、直診と私的医療機関の関係、市町村から都道府県知事に指定をまかした点について詳しく述べて、ほんと私の説明は要らないと思うのであります。

ただ一点だけ申し上げておきます

と、最近の国保を推進いたして参りましては、それぞれ今回の改正において一番大切なのは、医療機関の態勢の整備であります。こういう医療機関の整備をはかります上においては、広域的にものを考えて参らなければなりませんね。また、専門医制度等が行われるようになりますと、やはり、この広域な区域においてものを考え、これに必要なことを考えて、医療保険を国保に対して全面的に協力する態勢を整えることが必要である、こう考えれておる次第であります。

その他につきましては総理大臣から御答弁の通りであります。（拍手）
〔國務大臣（堀木謙三君）登壇〕
○國務大臣（堀木謙三君） 第一点は、御指摘のように、国民健康保険会計は保険料と国庫負担金を建前とすべきものであります。それにのつて赤字を生じないよう十分指導いたしますが、もつとも、直営診療所であるを得なくなりました。（拍手）
貧乏の追放には、何をおいても、貧乏するとか、保健婦でありますとか、一般会計で持つべきものについては、はつきり市町村が責任を負うことになりますが、もうとも、直営診療所であります。国民健康保険財政が、赤字を生じないよう十分指導いたして、私たち大いなる失望を感じざります。（拍手）

〔國務大臣（堀木謙三君）登壇〕
○國務大臣（堀木謙三君） 第二の、健全化をはかる余り、急激な変化を来たさないようについての点にいたしたいと思います。病の対策といったとして、医療保険第一義的なものと考えなくてはなりません。国民皆保険の声に、国民の目に大きな輝きが出て参りましたのも、けつきました。国民健康保険法改正案も、そ

よつて措置をしまして、順次健全化に進んで参りたいと思います。

○國務大臣（堀木謙三君） 私に対し、〔國務大臣（堀木謙三君）登壇〕
○議長（益谷秀次君） 岸本隆一君。
〔岸本隆一君登壇〕

その他のつまびらかにいたしておられます。（拍手）

件のうちで最も重要な問題は、国民健保強化のために今回新たに設けました調査協力を大切に願う次第であります。

○國務大臣（堀木謙三君） 私に対し、〔國務大臣（堀木謙三君）登壇〕
○議長（益谷秀次君） 岸本隆一君。
〔岸本隆一君登壇〕

表いたしまして、ただいま議題となりました国民健康保険法について、岸総理、一萬田大蔵大臣並びに堀木厚生大臣に若干の質問を行わんとするものであります。（拍手）

岸総理は、昨年の春首相就任とともに、貧乏の追放を国民への公約とされました。まことに大胆にして率直な所信の披瀝には、私どもは心より尊敬の念を抱きました。そして、貧しさにあえぐ国民のために、その成果の結実の一目も早からんことを祈りまことにあります。（拍手）

岸総理が初めてその責任において編成された本年度予算を見るに及びまして、私たち大いなる失望を感じざります。（拍手）

三千二百までが赤字を出し、国民健康保険組合の八割強が、市町村の一般会計よりの繰入金によって、ようやくその命脈を保っているというが、その実相であります。（拍手）

被保険者の八五%が月収二万円以下の低額所得層であり、保険料の負担能力に乏しい人たちであることは、御承知であります。国民健康保険財政が、医療給付費の二割国庫負担をもつてして、私たちの運営の不可能であることは、すでに社会保障制度審議会を初めとして、いやしくも社会保障に關心を持つ者の間に定説となり、与党内部においても、その声がようやく高まりつつあるときに、今回の改正案においては、これを從前通りの二割にとどめ、わざわざ五%の調整交付金でお茶を濁しておられるのは、全く岸総理の医療保障への無理解を暴露したものと断ぜざるを得ません。（拍手）

社会保険制度審議会は、総理によつて委嘱された社会保障制度に関する最も権威ある機関というべきであります。日本社会党は、すでに早くより医療費の三割国庫負担の必要を強く主張し、社会保障制度審議会もまたこれを勧告しているのであります。岸首相は何ゆえにこれらの正しい声に耳を傾けよとされないのであるか。冷たき心もてわが道を行くと言われるのであれば、地方公共団体の経済的事情は、いかに法をもつて強制しようとも、皆保険を推進せしめ、昭和三十五年度をもつてそれを完了せしめることは不可能であると思うのであります。岸总理並びに大蔵大臣の財政的な観点から御所見を伺いたいと思うのであります。(拍手)

核予防法は、まさに画期的な政策であり、吉田反動内閣のただ一つの好ましき落し子であったともいべきであります。しかるに、その後、この法律はきわめて冷たく育てられ、五ヵ年を経た今日、なお、おびただしい結核患者を温存し、国民は常に結核感染の危険にさらされて、結核医療費が今日の社会保険財政を著しく虫ばんでいることは、岸総理もすでによく御存じのはずであります。結核医療費の解決なくして保険経済の健全化なきは、今日だれ一人疑う者はありません。ことに、財政的基盤のきわめて弱い国民健康保険制度を財政的に強化する道は、結核医療費の重圧排除以外に道はありません。しかるに、岸総理はその声に耳をおおい、しかも、本年度は、厚生省よりしたところの結核医療費の公費負担額要求をにべもなく断わられたのは、いかなる理由に基くものでありますか。（拍手）国策としての結核撲滅を放棄されたのか。また、これには一萬田太蔵大臣が最も強い抵抗を示されたようになっておるのであります。大蔵大臣の御所見を承わりたいと思うのであります。（拍手）

の責任において、別個の独立した財源を充て、國が責任をとつてやつてこうとされるのか。結核医療についての基本的な考え方を、総理並びに大蔵大臣からお伺いいたしたいと存じます。

先ごろ、厚生省は、国民健康保険に関する実態調査を行いました。昭和三十年に行いました調査の結果を見まするに、年収十五万円、月収一万二千円未満の低額所得者が被保険者の六三%を占めており、所得階層別にその利用状況を見ますとき、その受診率及び一件当たりの給付点数は所得の低い者ほど低いことが示されておりまして、貧しい人たちは、せつかく保険料を払いながら、医療費の半額の一部負担の支払いの困難のゆえをもつて医療を受けることをさうちよしているという事実をうかがい知ることができますのであります。毎月苦しい世帯の中から保険料を支払つてゐる主婦が、愛児の病気を前にして、乏しい財布の中を思い浮べ、お医者にかけようかどうかと思ひ迷つている姿を想像するとき、何人といえども、胸の痛みを覚えざるを得ないであります。貧しさゆえに、わずかな医療費の出費をためらつたがために、愛児を手おくれとして失い、悲しみに打ちひしがれている母親を想像するとき、週末には箱根にゴルフを楽しんでおられる御身分の岸総理といえども、その母親の悲痛な心境は察していただけたる所であります。(拍手)

医療制度は、そのように冷たいものであつてはなりません。何人といえども、何の不安も、ためらいもなく、今日の進歩した医療の恩恵を受けられるものでなくてはなりません。国民皆保険へと新たに船出せんとする国民健康保険法が、従前の通り、医療費の五割を被保険者の負担とし、そのような矛盾と悲しみに満ちたものであることは、まことに残念でございます。さればこそ、社会保障制度審議会も、去る三月三日、本改正案の諸間に答えて、給付率はすみやかにこれを七割とすべきと答へました。岸総理は何ゆえこの答申を尊重されないのか。国民皆保険への道は、日本の医療制度が、医療保険より医療保障への発展の段階といふべきであります。せつからくの法改正による、のような冷たい風を吹き込ませる一部負担の制度をいま一步踏み切つて七割九分に引き上げ、その矛盾の解決をはかるべきであると存ずるのであります。が、岸総理及び堀木厚生大臣の御所見を承わりたいと存じます。

（拍手）

岸總理の、汚職の追放、政治の清潔化なる合言葉には、すでに、今日、国民の間では、なまぐさ坊主のお説教との批評が出ております。貧乏の追放という、ありがたかるべきスローガンも、このよろな、あなたの冷たい施策の前には、鬼の忿仏と酷評されても、また弁解の余地はありますまい。（拍手）七割給付が本年度より出発不可能とするなれば、いつごろまでこれを見実現したいと考えておられますのか、御所信のほどを承わりたいと思ひます。

先般、私は、大せいの日本赤十字病院の院長の大挙しての陳情を受けました。現在の診療報酬をもつてしてはどうしても病院の経営が成り立たないとのことござりました。昨年、私は、社会労働委員会より派遣されて、各地の国立病院、その他の公的医療機関を視察して参りましたが、その場合にも、各病院長は、異口同音に、早急なる診療報酬の引き上げを要望しております。免稅措置を受け、赤い羽根募金の配分を初め、幾多の国家的、社会的援助を受けている日赤病院ですら、その運営が困難をきわめ、従業員は国家公務員よりもはるかに低い給与をもつて生活の困難にあえいでいるのが実相であります。中には、生活の苦しさの

あまり他の内職に従事せざるを得ない羽目に陥っている者も多数にあるあります。医療担当者がみずから職務に全身を打ち込むことができないようことで、どうしてりっぱな医療が行われるであります。

得ません。そして、その給与の一切が健康保険の診療報酬に依存せざるを得ないとき、その報酬の決定をめぐり、保険者と療養担当者との間に、労使の関係もしくは政府と公務員との関係に似通つた形で大きな紛争の起つてくることも、またやむを得ずといわなくてはなりません。

民間医療機関は、まさに荒廃の一途をたどりつつあります。さればこそ、診療報酬の引き上げが昨年来の社会保険制度の中の重要な課題となつていて、あります。これが今日なお解決を見ず、その実施がおくれているのは、まことに遺憾というほかありません。

医療費問題の一日も早き解決なくして、国民皆保険の事は軌道に乗りません。総理は、この医療費問題の紛糾を早期に解決し、適正なる診療報酬をもつて円滑なる医療保険の運営をはかるため、いかなるお考へを持つておられるのか。

今日、医療費問題の紛糾するゆえんのものは、これを解決するための制度的の欠陥にあるといわなくてはなりません。国民皆保険のもと、今日のことき診療報酬をもつてしては、医療担当者は重労働と低賃金に苦しめられる準公務員といった立場に立たされざるを

得ません。そして、その給与の一切が健康保険の診療報酬に依存せざるを得ないとき、その報酬の決定をめぐり、保険者と療養担当者との間に、労使の関係もしくは政府と公務員との関係に亘つた形で大きな紛争の起つてくることも、またやむを得ずといわなくてはなりません。

従来、政府は、この問題の処理に当たり、常に、保険者として、また監督者として、二重の人格を持つて臨み、それが一そう問題の解決を困難にする原因となりました。また、数年の歳月をもつてしてもその懸案を解決し得なかつた中央社会保険医療協議会、臨時医療保険審議会にも大きな制度的欠陥のあることは、長期にわたつて小田原評定を続けて參りましたその実績に微して、保険者と被保険者、さらに医療担当者の立場を乗り越えて、戻正なる中立の立場に立つ学界、学識経験者を中心とした権威ある診療報酬の裁定機関を設け、今後の医療保障制度の円滑なる運営を期せられることが喫緊の重要な事であると思うのであります。(拍手)

最後にお伺いいたしたいのは、未満の零細事業場に働く人たちの取扱いについてであります。この零細事業場の中に働き、不安定な経営のもと、低賃金にあえぎつつある大群の労働者たちを、社会保障制度の中へどう取り扱ふかについて、政府はきわめてあいまいな態度をとつておるのであります。これらの人たちは、任意包括の形式で、現行健保制度の中にその半数を吸収するのだと申しておられます。私はこゝに見のがすべからざる政府の非情を指摘しなければなりません。この零細企業の従業員諸君は最も激しい生活困難の波に洗われている人たちであり、これらの人々こそ社会保障の最も強靭な網をもつて救われなければならない人たちであります。五割の給付率を七割としたしましても、なおかつその一部負担に苦しむボーダー・ライン層の低額所得者群であると見なければなりません。それが、脆弱なる零細企業に勤くのゆえをもって、さらに不安定な生活に脅かされつゝ働くを得ないというゆえをもって、さらに健康保険の網の目からもはずされ、傷病手当金によるところの療養期間中の生活の保障もなく、さらに一部負担にもたえなければならぬような待遇を受けなければならぬのです。

ればならないとするならば、これらの人たちは政府のあまりにも冷たい措置に悲憤の涙を催すでありますよ。徴税の場合には、あらゆる困難を排して、すべての零細企業者から仮借するところなく税をとり立てておられる政府ではありますんか。社会保障の恩恵もまた、徴税に劣らざる努力をもつて、あまねく国民に均霑すべきであると思うのですが、岸監理の御所見のほどを承わりたいと思うのであります。(拍手)

さらに、また、現行健康保険の中において、五人以上の健保適用事業場の従業員が、健康保険の制度の網の目から漏れて、当然健康保険で療養できる身を、その恩恵を受けられることができず、不當なる病苦に悩んでいる者がきわめて多いという事実を、私たちは見のがすことはできません。先日も自治庁の事務官の発表された文書の中に、五名以上千名未満の健保適用事業場の六〇%が健康保険に加入していないという事実があるのでを見たて、私は一驚を喫しきるを得ませんでした。政府は、五人未満の事業場に健保適用事業場の六〇%が健康保険に加入しておらなければならぬといふ大群の人たちを今日まで放置し

てきました。その怠慢の責任を、一体、だれが、どのようにしてとるのか。(拍手)従来は、これらの労働者は、(拍手)従来は、これらの労働者は、
標準報酬が低く、かつ保険料徴収に手間
がかかるのをきらつて、政府みずか
が、健康保険の赤字対策の一環として、
これらの人たちの不幸をわざとお
のがしてきたのではないか。これが、
これら五人以上の事業場の未加入者
健保に速急に加入せしめるだけでもし
事務であり、また、現在の社会保険出
張所の陣容では、とうていその事務机
理は不可能といわなければなりません
しかも、さらにより一そろの膨大な、
しかも困難な五人未満の事業場の従業
員の健保への吸収などとは、現在の主
端の役所の機構では、夢の夢とより考
えることはできないのであります。が、
厚生大臣には、果してこれが達成の可
能性がおありになりますか。また、いか
なる形での入れをその末端機構に行
なつて、これが完遂を期せられようとな
するのか。そらぞらしい、はつたり的
な答弁でなく、具体的に、納得のいく
よう御説明願いたいと存ずるのであ
ります。

らきつある模様であります。総理が、現在のことと、確たる信念なく、ただ国民に笑顔を送ることのみに終始しているだけでは、両岸、無岸の声はますますかまびすしくなっていく道は、鼓腹擊壤の日本を作ることであります。完全な社会保障のある日本を作ることであり、一切の政策に社会保障を優先せしめることであります。

総理は、今こそ、虚心坦懐、わが日本社会党及び社会保障制度審議会の主張に耳を傾け、国民健康保険を真の社会

保障の一環として恥かしからざるものに仕上げるため、大幅なる修正に応ぜられることを切望いたしまして、私の質問を終る次第であります。(拍手)

○國務大臣(岸信介君) 岡本君の御質

問に対するお答えを申し上げます。な

るべく前質問者との重複する部分はこれを省略いたし、簡単にいたしたい

思います。

第一の、結核対策についてはなはだ薄弱であります。不十分であるという御批判であります。これをどう考えるか。これは、言うまでもなく、結核対策の問題は、患者それ自身に対する問題だけではありませんのであります。

あるいは國民経済の上から、あるいはまた健康保険の運営の上から申しまして、きわめて重大な関係を持つ問題でありますから、これに対する対策を強化していくということは、これは最も力を入れなければならぬことであると思ひます。すでに社会保障制度審議会におきまして、予算や制度を一本化して、これを一貫した方針のもとに強くやるべきだという意見が答申されております。私は、この問題に關しましては、具体的に、慎重に検討してこれにいきたいと思います。本年度の予算におきましては、われわれは、結核予防法を中心として、その改善によって目的を達するように努力をしたいと思ひます。言うまでもなく、この問題は、なるべく結核にかかるないような環境を作り、また、早期にこれを発見して、早期に診療をし、さらに隔離の施設を充実する等、いろいろ方策はたくさんありますので、相当財政的の支出も要するわけであります。従いまして、あるいはいろいろな御批判もあり、私も本年度の結核対策をもつて十分だとは思ひませんが、われわれとしては、この問題に關して真剣にそういう

うよろんないのとあります。うことを御理解願いたいと思います。

本議員のお話に対しましては、私も大体同じ

あるいは國民経済の上から、あるいはまた健康保険の運営の上から申しまして、きわめて重大な関係を持つ問題でありますから、これに対する対策を強化していくということは、これは最も力を入れなければならぬことであると思ひます。すでに社会保障制度審議会におきまして、予算や制度を一本化して、これを一貫した方針のもとに強くやるべきだという意見が答申されております。私は、この問題に關しましては、具体的に、慎重に検討してこれにいきたいと思います。本年度の予算におきましては、われわれは、結核予防法を中心として、その改善によって目的を達するように努力をしたいと思ひます。言うまでもなく、この問題は、なるべく結核にかかるないような環境を作り、また、早期にこれを発見して、早期に診療をし、さらに隔離の施設を充実する等、いろいろ方策はたくさんありますので、相当財政的の支

出も要するわけであります。従いまして、あるいはいろいろな御批判もあり、私も本年度の結核対策をもつて十分だとは思ひませんが、われわれとしては、この問題に關して真剣にそういう

それから、給付の内容を五割から七割にしろということに關しましては、

あります。従って、十分に一つ割にしろということに關しましては、

あります。従って、十分に一つ

ものがあります。従って、十分に一つ

あります。

五割にしろということに關しましては、

五割にしろということに關しましては、

五割にしろということに關しましては、

五割にしろ

五割にしろということに關しましては、

五割にしろ

なんで、私は結核医療については非常な熱意を傾けておることを、はつきり申し上げておきます。ただ、結核につきましては、国の財政力も考えて、今何をしなくちやならぬかということについて、私は若干申し上げるのであります。ですが、御承知のように、結核がやはり社会保険の対象になつて今までずっと来ておりまして、そらして、この結核予防法による施策と相待ちまして、私は相当なる効果をあげておると思うのです。それで、今当面の問題は、私の考え方では、結核をわざわざつておるが、社会保険に未加入となつておる結核患者をどうするかということが、当面の問題だと思うのです。それで、私は、こういふ方々がすみやかに社会保険に入れるように、言いかえれば、社会保険の恩典に浴せない、言いかえられば、社会保険に未加入となつておるようになつたといふことが、結核患者をどうするかということが、社会保険の恩典に浴せない、言いかえられれば、社会保険に未加入となつておるだけ力をいたしております。これは、昨年に比べると、ずっと財政を国から補助したといふことに相なると思ひます。こういふように財政の許す限りにおきまして力をいたしていくといふことが今一番大事じゃないか、かように財政的見地からも考えておる次第でございます。

それから、国民健康保険に対しましての財政負担であります。これは二割五分では少いじやないか。これは、私どもとしても、財政が許せば、国民皆保険というような見地から、できるだけ補助をいたしたいのであります。

〔國務大臣堀木謙三君登壇〕

○國務大臣(堀木謙三君) 結核に関する御質問に對しましては、總理大臣から詳しく述べがございました。私も、この席から、二十三年度の予算では、健康診断の充実とか、医療範囲の拡大であるとか、化学

す。これには少しもやぶさかではありません。しかし、同時に、今申しましては、財政上の限界もあります。たゞ、社会保険全体の均衡の点も考慮してみてはならないのであります。それで、今回は従来の二割以内の補助ということを、今後は個々の市町村の医療給付費の一割、明確に二割を給付する。こういうようにして、これを国に義務とすることも明らかにいたしました。それから、さらに、先ほども申しましては、医療給付費の見込み額の約五分に当るもの、調整交付金というものを持つ、そらして保険財政を助けるようになつたらしい充実するようになつたといふこと、できるだけ力をいたしております。これは、昨年に比べると、ずっと財政を国から補助したといふことに相なると思ひます。こういふように財政の許す限りにおきまして力をいたしていくといふことが今一番大事じゃないか、かように財政的見地からも考えておる次第でございます。

〔國務大臣堀木謙三君登壇〕

○國務大臣(堀木謙三君) 申が非常にいい案であるということは

考へております。ただ、現実の問題と

この問題は、先ほど總理大臣が申し上

げましたように、現行制度を強力に推

進するということを三十三年度の予算

においては盛つたわけだといいます。

それから、お尋ねの一部負担金につ

いて何が誤解があるのじゃなかろうか

と思ひます。今回の法律につきましても、なるほど、岡本さんの

おっしゃるように、五人以上で未適用

者もなおある。それから、五人未満のも

うつしやる。五人以上で未適用

者もなおある

日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求めるの件

日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

理由

政府は、インドネシア共和国との間に平和関係を樹立するため、昭和三十三年一月二十日にジャカルタで、日本国とインドネシア共和国との間の平和条約に署名調印した。よつて、この条約を批准することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とインドネシア共和国とは、日本国及びインドネシア共和国との間の戦争状態は、この条約が効力を生ずる日に終了する。

第二条

日本国とインドネシア共和国との間の戦争状態は、この条約が効力を生ずる日に終了する。

第一条

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第二条

日本国とインドネシア共和国との間の戦争状態は、この条約が効力を生ずる日に終了する。

第四条

(b) 該当する条約又は協定が締結されるまでの間、両締約国は、両国間の貿易、海運その他の経済関係において、いかなる第三国に与える待遇に比較しても無差別な待遇を相互に与えるものとする。

(b) (1) 日本国は、戦争中に日本国が与えた損害及び苦痛を償うため印度ネシア共和国に賠償を支払う用意がある。しかし、日本国が存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国の資源は、戦争中に日本国がインドネシア共和国その他他の国に与えたすべての損害及び苦痛に対し完全な賠償を行い、かつ、同時に日本国他の債務を履行するためには十分でないことが承認される。

(ii) 宗教団体又は私的慈善団体に属し、かつ、もっぱら他なんらかの方法で処分する権利を有する。この(i)に掲げられる財産、権利及び利益は、現在、封鎖され、若しくは名義を変えられており、又はインドネシア共和国の敵産管理当局の占有若しくは管理に係る財産、権利及び利益で、同当局の管理の下におかれた時に日本国又は日本國(法人を含む。)に属し、又はこれらのために保有され、若しくは管理されていたものを含む。

(ii) 次のものは、(I)に定める権利から除く。

(i) 日本国政府が所有し、かつ、外交目的又は領事目的に使用されたすべての不動産、家具及び備品並びに日本国の大半の外交職員又は領事職員が所有したすべての個人の家具、用具類その他の投

両締約国は、千九百五十五年四月十八日から二十四日までバンドンにおいて開催されたアジア・アフリカ国際会議における決定の精神に従つて両国間の経済関係をさらに緊密化することを希望する。

(2) 両締約国は、その貿易、海運、航空その他の経済関係を安定させ、よつて、その全権委員として次のとおり任命した。

(a) 日本国は、別に合意される細目規定に従つて、総額二億二千三百八万アメリカ合衆国ドル(二二三、〇八〇、〇〇〇ドル)に等しい八百三億八百八十万円に、条約又は協定を締結するため

円)の価値を有する日本国の人材及び日本人の役務を、十二年の期間内に、賃費として印度ネシア共和国に供与することに同意する。この生産物及び服務の供与は、最初の十一年の期間において、二千万アメリカ合衆国ドル(二一〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい七十二億円(七、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)の年平均額により行い、未供与分を第十二年目に供与するものとする。

(iii) 日本国とインドネシア共和国との間ににおける千九百四十五年九月二日後の貿易、金融その他の関係の再開の結果としてインドネシア共和国の管轄内にはいつた財産、権利及び利益

(iv) 日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する有体財産に関する権利、権原若しくは利益、日本国の法律に基いて組織された企業に関する利益又はこれらについての証書。ただし、この除外は、日本国の通貨で表示された日本国及びその国民の債務にのみ適用する。

(v) (II)に例外として掲げられた財産は、その保存及び管理のために要した合理的な費用が支払われることを条件として、返還しなければならない。

(vi) (I)に定める財産を差し押さえ、留置し、清算し、その他なんらかの方法で処分する権利は、インドネシア共和国の法律に従つて行使されるものとし、所有者は、これらの法律によつて与えられる権利のみを有するものとする。

2 インドネシア共和国は、前項に別段の定がある場合を除くほか、

インドネシア共和国のすべての請求權並びに戦争の遂行中に日

本國及びその國民が執つた行動から生じたインドネシア共和国及びその國民のすべての他の請求權を放棄する。

第五条

1 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したために執られた行動から生じたインドネシア共和国及びその國民に対する日本国及びその國民のすべての請求權を放棄する。

2 前記の放棄には、千九百三十九年九月一日から千九百四十五年九月二日までの間に日本の船舶に関して、旧オランダ領東インド又はインドネシア共和国が執つた行動から生じた請求權並びに旧オランダ領東インド又はインドネシア共和国の手中にあつた日本人の捕虜及び被抑留者に関して生じた請求權及び債權が含まれる。ただし、千九百四十五年九月二日以後に制定されたインドネシア共和国の法律で特に認められた日本国民の請求權を含まない。

この条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、まず交渉により解決するものとし、交渉の開始の時から六箇月の期間内に解决に至らないときは、いすれか一方の締約国の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託されるものとする。

本國及びその國民が執つた行動から生じたインドネシア共和国及びその國民のすべての他の請求權を放棄する。

月の期間内に解决に至らないときは、いすれか一方の締約国の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託されるものとする。

右

日本國とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求める件

昭和三十三年二月六日

内閣總理大臣 岸 信介

第七条

この条約は、批准されなければならぬ。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、東京でできる限りすみやかに行わなければならない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名調印した。

理由

千九百五十八年一月二十日にジャカルタで、日本語、インドネシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違があるときは、英語の本書による。

日本國のために
藤山愛一郎
インドネシア共和国のために
ズバンドリオ

【報告書は会議録追録に掲載】

日本國とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求める件

ネシア共和国との間の平和条約第四条(4)の規定の実施に関する協定を締結することを希望し、

よつて、このためそれぞれの全権委員を任命した。これらの全権委員は、互に全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

1 日本国は、現在において八百三十億八百八十万円(八〇、三〇八、八〇〇、〇〇〇円)に換算される二億一千三百八万アメリカ合衆国ドル(二二三、〇八〇、〇〇〇ドル)に

和国との間の平和条約第四条(4)の規定の実施を規律する条件を定めた、昭和三十三年一月二十日にジャカルタで、日本國とインドネシア共和国との間の賠償協定に署名調印した。よつて、この協定を批准することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本國及び印度ネシア共和国の供与は、最初の十一年の期間において、現在において七十二億円(七、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される二千万アメリカ合衆国ドル(二一〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の年平均額により行い、未供与分を第十二年目に供与するものとする。

2 前項に定める生産物及び役務の供与は、最初の十一年の期間において、現在において七十二億円(七、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される二千万アメリカ合衆国ドル(二一〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の年平均額により行い、未供与分を第十二年目に供与するものとする。

第一条

1 賠償として供与される生産物及び役務は、インドネシア共和国政

府が要請し、かつ、両政府が合意するものでなければならない。こ

れらの生産物及び役務は、この協定の附屬書に掲げる計画の中から選択される計画に必要とされる項目からなるものとする。

ただし、インドネシア共和国政府が附屬書に掲げる計画以外の計画に充てるため要請する項目

は、両政府間の合意により、賠償として供与される生産物及び役務に含めることができる。

2 賠償として供与される生産物は、資本財とする。ただし、インドネシア共和国政府の要請があるときは、両政府間の合意により、資本財以外の生産物を日本国から供与することができる。

3 この協定に基く賠償は、日本国とインドネシア共和国との間の通常の貿易が阻害されないように、かつ、外因為替上の追加の負担が日本国に課されないように、実施しなければならない。

第三条

両政府は、各年度に日本国が供与する生産物及び役務を定める年度実

施計画(以下「実施計画」という。)を協議により決定するものとする。

第四条

1 第六条の使節団は、各年度の

実施計画に従つて生産物及び役務の供与が行われるため、インドネシア共和国政府に代つて、日本国民又はその支配する日本国の法人と直接に契約を締結するものとする。

2 すべてのそのような契約(その

変更を含む。)は、(a)この協定の規定、(b)両政府がこの協定の実施のため行う取極の規定及び(c)当該時に適用される実施計画に合致するものでなければならない。これらの契約は、前記の基準に合致するものであるかどうかについて認証を得るために、指定された日本国の当局に送付されるものとする。この認証は、原則として十四日以内に行われるものとする。定められた期間内に認証が得られなかつたときは、その契約は、第八条の合同委員会に付託され、合同委員会の勧告に従つて処理されるものとする。その勧告は、合同委員会がそ

行わるものとする。この項に定めるところに従つて認証を得た契

約は、以下「賠償契約」という。

3 すべての賠償契約は、その契約から又はこれに関連して生ずる紛

争が、一方の契約当事者の要請により、両政府間で行われることがある取極に従つて商事仲裁委員会に解決のため付託される旨の規定を含まなければならぬ。両政府は、正当になされたすべての仲裁

判断を最終的なものとし、かつ、執行することができるようにするため必要な措置を執るものとす

る。

4 1の規定にかかわらず、賠償としての生産物及び役務の供与は、賠償契約なしで行うことができる。ただし、各場合について両政府間の合意によらなければならぬ。

第五条

1 日本国は、インドネシア共和国政府の使節団(この協定において「使節団」という。)が、この協定の実施(賠償契約の締結及び実施)を任務とする同政府の唯一かつ専管の機関として日本国内に設置されることに同意する。

2 使節団の任務の効果的な遂行のため必要であり、かつ、もっぱらその目的に使用される使節団の日本国における事務所は、東京及び

5 インドネシア共和国の国民である使節団の長、使節団の上級職員二人及び2の規定に従つて設置される事務所の長は、国際法及び国際慣習に基いて一般的に認められる外交上の特権及び免除を与えられる。使節団の任務の効果的な遂行のため必要があると認められたときは、前記の上級職員の数は、両政府間の合意により増加することができる。

6 インドネシア共和国の国民であ

行うものとする。その支払は、日本円で行うものとする。

2 日本国は、前項の規定に基く円による支払を行つた時に、その支

払に係る生産物及び役務をインドネシア共和国に供与したものとみなされ、第一条の規定に従い、その円による支払金額に等しいアメリカ合衆国ドルの額まで賠償義務を履行したものとする。

3 使節団は、他の外国使節団に通常与えられる行政上の援助で使節団の任務の効果的な遂行のため必要とされるものを日本国政府から与えられるものとする。

4 使節団は、他の使節団に通

用される不動産は、不動産取得税及び固定資産税を免除される。使

節団の任務の遂行から生ずることのある課税を免除される。使節団が公用のため輸入する財産は、開

税その他の輸入について又は輸入に

関連して課される課徴金を免除さ

れる。

5 インドネシア共和国の国民であ

る使節団の長、使節団の上級職員二人及び2の規定に従つて設置さ

れる事務所の長は、国際法及び国

際慣習に基いて一般的に認められ

れる外交上の特権及び免除を与えら

れる。使節団の任務の効果的な遂

行のため必要があると認められたときは、前記の上級職員の数は、両政府間の合意により増加するこ

とができる。

6 インドネシア共和国の国民であ

り、かつ、通常日本国内に居住し

てない使節団のその他の職員は、自己の職務の遂行について受けた報酬に対する日本国における課税を免除され、かつ、日本国の法令の定めるところにより、自用の財産に対する課税その他輸入について又は輸入に関連して課される課徴金を免除される。

7 賠償契約から若しくはこれに関連して生ずる紛争が仲裁により解決されなかつたとき、又は当該仲裁判断が履行されなかつたときは、その問題は、最後の解決手段として、日本國の管轄裁判所に提起することができる。この場合において、必要とされる訴訟手続上の目的のためにのみ、使節団の法務部長の職にある者は、訴え、又は訴えられることができるものとし、そのためには使節団における自己の事務所において訴状その他の訴訟書類の送達を受けることができるものとする。ただし、訴訟費用の担保を供する義務を免除される。使節団は、3及び5に定めるところにより不可侵及び免除を与えてはいるが、前記の場合において管轄裁判所が行つた最終の

裁判を、使節団を拘束するものとして受諾するものとする。

8 最終の裁判の執行に当たり、使節団に属し、かつ、その任務の遂行のため使用される土地及び建物並びにその中の動産は、いかなる場合にも強制執行を受けることはない。

第七条

1 両政府は、この協定の円滑なかつ効果的な実施のため必要な措置を執るものとする。

2 インドネシア共和国は、日本国が第一条にいう生産物及び役務を供与することができるようにするため、利用することができる現地の労務、資材及び設備を提供するものとする。

3 この協定に基く生産物又は役務の供与に關連してインドネシアにおいて必要とされる日本国民は、インドネシアにおける所要の滞在期間中、その作業の遂行のため必要な便宜を与えられるものとする。

4 日本国の国民及び法人は、この協定に基く生産物又は役務の供与から生ずる所得に關し、インドネシアにおける課税を免除される。

5 インドネシア共和国は、この協定に基いて供与された日本国の生産物が、インドネシア共和国の領域から再輸出されないようにする

ことを約束する。

第八条

この協定の実施に関する事項について勧告を行ふ権限を有する両政府間の協議機関として、両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

第九条

この協定の実施に関する手続その他の細目は、両政府間で協議により合意するものとする。

第十条

この協定の解釈及び実施に関する両政府間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

両政府がこうして解決することがで

きなかつたときは、その紛争は、各政府が任命する各一人の仲裁委員とこうして選定された二人の仲裁委員の合意により定める第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託するものとする。

ただし、第三の仲裁委員は、いずれが一方の国の国民であつてはならない。各政府は、いずれか一方の政府が他方の政府から紛争の仲裁を要

請する公文を受領した日から三十日の期間内に各一人の仲裁委員を任命しなければならない。第三の仲裁委員については、その期間の後の三十

日の期間内に合意されなければならぬ。一方の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員について當該期間内に合意されなかつたときは、いずれか一方の政府は、それぞれ当該仲裁委員又は第三の仲裁委員を任命することができる。両政府は、この条の規定に基いて与えられた裁定に服することを約束する。

1 運輸通信諸計画
2 築港及び港湾復旧
3 船舶、船体及び船用機関建設及び復旧
4 空港の建設及び復旧
5 道路設備
6 鉄道設備
7 電気通信設備
8 飛行航法設備
9 水力及び火力発電所建設
10 變電所設備
11 送配電線
12 農業水産開発諸計画
13 米作開発諸計画
14 かんづめ工船

日本国のために
藤山愛一郎
スパンドリオ
インドネシア共和国のために

カルタで本書二通を作成した。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名調印した。

昭和三十三年三月十四日 兼議院会議録第十五号 日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求めるの件外二件

15 原木伐採設備	43 プム精製工場
IV 工業開発諸計画	44 プム製品工場
16 溶鉱炉	45 ダンニン酸抽出工場
17 鋼材圧延工場	46 皮なめし工場
18 金屬精鍊所	47 タビオカ処理工場
アルミニウム工場	48 とらもろこし粉処理工場
機械工場	49 ココナット繊維燃料工場
20 金属加工工場	50 ラタン加工工場
21 航空機工場	51 せつけん工場
22 産業用機器工場	52 家内工業設備
23 アルミニウム加工工場	53 家内工業設備
24 電子機器工場	54 炭鉱及び油田の復旧及び開発
25 肥料工場	55 鉱山研究所
26 化学工場	56 アスファルト採掘のための開
27 製薬工場	VI 発計画
28 産業用機器工場	57 鉱山設備
29 カーボンブラック工場	58 採鉱用設備
30 セメント工場	VI その他の諸計画及び役務
31 ガラス工場	59 教育、衛生及び厚生施設
32 陶磁器工場	60 水道設備
33 紙パルプ工場	61 研究施設及び設備
34 製材所	62 沈没船の調査及び引揚
35 木製品工場	63 日本産品の供与に伴う役務
36 合板工場	64 調査、計画、管理、訓練その他諸計画の遂行に伴う役務
37 レイヨン工場	42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15
紡績工場	食用かんづめ工場
織物工場	織物捺染工場
縫物工場	縫物捺染工場
40 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15	42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15

人の日本国内及びインドネシア
国内における訓練
諸開発計画のための日本人専
門家の任務
66 諸開発計画のための日本人専
門家の任務

〔報告書は会議録追録に掲載〕

旧清算勘定その他の諸勘定の残高
に關する請求権の処理に関する日
本国政府とインドネシア共和国政
府との間の譲定書の締結について
承認を求めるの件

右

国会に提出する。
昭和三十三年二月六日

内閣總理大臣 岸 信介

旧清算勘定その他の諸勘定の残高
に關する請求権の処理に関する日
本国政府とインドネシア共和国政
府との間の譲定書の締結について
承認を求めるの件

和国との間の政府間諸勘定の残高に
關する請求権を處理するため、昭和
三十三年一月二十日にジャカルタ
で、旧清算勘定その他の諸勘定の残
高に關する請求権の処理に関する日
本国政府とインドネシア共和国政
府との間の譲定書に署名した。よつ
て、この譲定書を批准することとい
たしたい。これが、この案件を提出
する理由である。

旧清算勘定その他の諸勘定の残
高に關する請求権の処理に関する日
本国政府とインドネシア共和国政
府との間の譲定書の締結について
承認を求めるの件

1 日本国は、前条に掲げる一億七
千六百九十一万三千九百五十八ア
ルタで署名された日本国とインドネ
シア共和国との間の支払取極及びこ
の取極を補足する同日付の諸取極に
基いて開設された諸勘定から生ずる
残高に關する請求権を処理すること
を希望して、

2 前項の規定の結果として、前条
に掲げる諸取極に規定された諸勘
定から生ずる日本国及びインドネ
シア共和国の請求権は、すべて、
最終的に消滅するものとする。

第一條

第三条

旧清算勘定その他の諸勘定の残高
に關する請求権の処理に関する日
本国政府とインドネシア共和国政
府との間の譲定書の締結について
承認を求めるの件

日本国政府及びインドネシア共和
国政府は、

千九百五十二年八月七日にジャカルタで署名された日本国とインドネシア共和国との間の支払取極及びこの取極を補足する同日付の諸取極に基いて開設された諸勘定から生ずる残高に關する請求権を処理することを希望して、

次とおり協定した。

1 日本国は、前条に掲げる一億七
千六百九十一万三千九百五十八ア
ルタで署名された日本国とインドネ
シア共和国との間の支払取極及びこ
の取極を補足する同日付の諸取極に
基いて開設された諸勘定から生ずる
残高に關する請求権を処理すること
を希望して、

2 前項の規定の結果として、前条
に掲げる諸取極に規定された諸勘
定から生ずる日本国及びインドネ
シア共和国の請求権は、すべて、
最終的に消滅するものとする。

3 この譲定書は、批准されなければ
ならない。この譲定書は、批准書交

百五十二年八月七日にジャカルタで署名された支払取極附屬譲定書及び
千九百五十二年八月七日に日本国と
インドネシアとの間の貿易会談に対
する日本国首席代表とインドネシア
共和国外務大臣との間に行われた旧
勘定の残高の処分に關する交換公文
に規定された諸勘定の千九百五十八
年一月二十日における諸残高の総合
差引残高として日本国がインドネシ
ア共和国に対して有する請求権の額
は、一億七千六百九十一万三千九百
五十（一七六、九一三、九五八・四
一ドル）であることが確認される。

4 第二条

1 日本国は、前条に掲げる一億七
千六百九十一万三千九百五十八ア
ルタで署名された日本国とインドネ
シア共和国との間の支払取極及びこ
の取極を補足する同日付の諸取極に
基いて開設された諸勘定から生ずる
残高に關する請求権を処理すること
を希望して、

2 前項の規定の結果として、前条
に掲げる諸取極に規定された諸勘
定から生ずる日本国及びインドネ
シア共和国の請求権は、すべて、
最終的に消滅するものとする。

3 この譲定書は、批准されなければ
ならない。この譲定書は、批准書交

換の日又は日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の効力が発生する日のいずれかおそい日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受け、この議定書に署名した。

一千九百五十八年一月二十日にジャカルタで、本書二通を作成した。

日本国政府のために

藤山愛一郎
スパンドリオ

インドネシア共和国政府のために

インドネシア共和国政府のためには、賠償問題の解決をはかるため、昭和二十六年末以来、同國政府と数次交渉を重ねました結果、ようやく賠償問題に関する基本的了解が成立し、これに基き両国間に平和条約、賠償協定等の作成に意見の一一致を見、本年一月二十日、ジャカルタにおいて藤山外務大臣とスパンドリオ外務大臣との間で、平和条約、賠償協定及び旧清算勘定に関する議定書が署名調印されました。これらの文書のうち、平和条約は、さきに結ばれましたビルマとの平和条約と大体同様な内容を持っておりました。これらの文書のうち、平和条約類を、十二年間、一億二千三百八万ドルとしております。その他、両国間の貿易、海運等の経済関係につきましては、さきに結ばれましたビルマとの平和条約の締結について承認を求めるの件並びに旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件並びに旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国との間の正式の国交が回復し、わが国て承認を求めるの件につきまして、外

務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

インドネシア共和国は、サンフランシスコ平和条約に署名いたしましたが、これを批准せず、また賠償問題が解決されるまでは、わが国との平和関係を回復しないという方針をとつて参ったのであります。よって、わが国

は、賠償問題の解決をはかるため、昭和二十六年末以来、同國政府と数次交渉を重ねました結果、ようやく賠償問題に関する基本的了解が成立し、これに基き両国間に平和条約、賠償協定等の作成に意見の一一致を見、本年一月二十日、ジャカルタにおいて藤山外務大臣とスパンドリオ外務大臣との間で、平和条約、賠償協定及び旧清算勘定に関する議定書が署名調印されました。これらの文書のうち、平和条約類を、十二年間、一億二千三百八万ドルとしております。その他、両国間の貿易、海運等の経済関係につきましては、さきに結ばれましたビルマとの平和条約の締結について承認を求めるの件並びに旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国との間の正式の国交が回復し、わが国て承認を求めるの件につきまして、外

次に、賠償協定は、この二億二千三

百八万ドルに相当するわが国の生産物及び日本人の役務の供与につき細目を定めていますが、これはさきに締結されたビルマ及びフィリピンとの賠償協定と大体同様な内容であります。

第三に、請求権の処理に関する議定書は、昭和二十七年八月七日に締結されましたインドネシア共和国との間の支払い取りきめ及びその他の関係文書によりまして、両国間の貿易の決済方式が定められたのですが、その後、インドネシア側におきまして、一部を除き、これらの方式による支払いを行なつたために、日本政

府の債権が累積する結果となり、その後、議長(益谷秀次君)御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議にかかるがみ慎重審議を重ねましたが、その詳細は会議録により御了承願います。

明を聞き、質疑を行い、本件の重要性にかんがみ慎重審議を重ねましたが、

その詳細は会議録により御了承願

ます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議にかかるがみ慎重審議を重ねましたが、

その詳細は会議録により御了承願

ます。

國務大臣	郡祐一君
出席政府委員	
法制局長官	林修三君
自治厅財政局長	小林與三次君
大藏政務次官	坊秀男君
大藏省主計局長	石原周夫君
文部政務次官	白井莊一君
厚生大臣官房長	太宰博邦君
厚生省保險局長	高田正巳君
農林政務次官	本名武君
通商產業政務次官	白濱仁吉君

(農業協同組合法の一部を改正する法律)	一、去る十一日本院は衆議院議員神近市子君、同島村一郎君、同世耕弘一君、同中山マサ君、同山下春江君、同吉田賢一君、參議院議員大川光三君、同佐野廣君、同藤原道子君及び同宮城タマミ君が壳春対策審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。
(譲渡通知)	一、去る十一日本院は衆議院議員神近市子君、同島村一郎君、同世耕弘一君、同中山マサ君、同山下春江君、同吉田賢一君、參議院議員大川光三君、同佐野廣君、同藤原道子君及び同宮城タマミ君が壳春対策審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。
(政府委員承認)	一、昨十三日益谷議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
（政府委員任命通知受領）	一、岸内閣総理大臣から益谷議長宛、昨十三日議長において承認した今井善衛を同日政府委員に任命した旨の通知を受け領した。
（政府委員任命通知受領）	一、岸内閣総理大臣から益谷議長宛、昨十三日議長において承認した今井善衛を同日政府委員に任命した旨の通知を受け領した。

(見込額書受領)	一、去る十二日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基く昭和三十三年度地方団体の歳入歳出の総額の見込額書を受領した。
(常任委員辞任)	一、去る十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員	中村高一君 岡良一君
法務委員	上林與市郎君 池田禎治君
大藏委員	足立篤郎君 上林與市郎君
文教委員	野原覺君 福田赳夫君
社会労働委員	岡良一君 中村高一君
中小企業庁	振興部長今井善衛 山口シヅエ君
郵政大臣官房文書課長	上原一郎 小林郁君
（政府委員任命通知受領）	一、岸内閣総理大臣から益谷議長宛、昨十三日議長において承認した今井善衛を同日政府委員に任命した旨の通知を受け領した。
（政府委員任命通知受領）	一、岸内閣総理大臣から益谷議長宛、昨十三日議長において承認した今井善衛を同日政府委員に任命した旨の通知を受け領した。

(常任委員辞任)	一、去る十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員	中村高一君 岡良一君
法務委員	上林與市郎君 池田禎治君
大藏委員	足立篤郎君 上林與市郎君
文教委員	野原覺君 福田赳夫君
社会労働委員	岡良一君 中村高一君
中小企業庁	振興部長今井善衛 山口シヅエ君
郵政大臣官房文書課長	上原一郎 小林郁君
（政府委員任命通知受領）	一、岸内閣総理大臣から益谷議長宛、昨十三日議長において承認した今井善衛を同日政府委員に任命した旨の通知を受け領した。
（政府委員任命通知受領）	一、岸内閣総理大臣から益谷議長宛、昨十三日議長において承認した今井善衛を同日政府委員に任命した旨の通知を受け領した。

千葉三郎君	商工委員
神田博君	八木昇君
小林郁君	八木昇君
池田禎治君	多賀谷眞穂君
上林與市郎君	赤路友藏君
赤路友藏君	赤路友藏君
福田赳夫君	福田赳夫君
松岡松平君	松浦周太郎君
松浦周太郎君	松浦周太郎君
松村駒吉君	松村駒吉君
北澤直吉君	北澤直吉君
松岡松平君	松浦周太郎君
松浦周太郎君	松浦周太郎君
辻原弘市君	辻原弘市君
加藤精三君	菅野和太郎君
菅野和太郎君	菅野和太郎君
福田赳夫君	福田赳夫君
福田赳夫君	福田赳夫君
大蔵委員	大蔵委員
鈴木義男君	鈴木義男君
鈴木義男君	鈴木義男君
大蔵委員	大蔵委員
有馬英治君	有馬英治君
竹内俊吉君	竹内俊吉君
中山榮一君	中山榮一君
笹山茂太郎君	笹山茂太郎君
松野頼三君	松野頼三君
池田禎治君	池田禎治君
社会労働委員	社会労働委員
小林郁君	小林郁君
福田赳夫君	福田赳夫君
松村謙三君	松村謙三君

昭和三十三年三月十四日 衆議院会議録第十五号 議長の報告

(議案付託)	
一、去る十一日委員会に付託された議案は次の通りである。	
農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三〇号)	
放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)	
通信委員会付託	
一、去る十一日委員会に付託された議案は次の通りである。	
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)	
内閣委員会付託	
一、去る十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。	
航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)	
内閣委員会付託	
一、去る十一日参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。	
(条約通知)	
政府間海事協議機関条約の締結について承認を求めるの件	
(議案通知)	
一、去る十一日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。	
農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三四号)(予)	
法務委員会付託	
一、去る十一日本院は次の内閣提出案を改正する法律案を改正する法律案(内閣提出第一三三号)(予)	
外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)(予)	
内閣に通知した。	
(議案修正承諾及び通知)	
一、去る十一日本院は次の内閣提出案を撤回する旨の申出があつた。	
衆議院会議録第十一号中正誤	
正 ペジ段 二〇 行 誤 三 から七 指定 指示	
(議案撤回)	
一、去る十一日本院は次の内閣提出案を撤回する旨の申出があつた。	
衆議院会議録第十四号中正誤	
正 ペジ段 二四〇 行 誤 二六 議論か 三 これこれ これこそ	

昭和三十三年三月十四日 来議院会議録第十五号

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十日

定価一部十五円
(徴)良質紙は二十円
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段西三一七二百四四
郵便番号一〇一